

1. (カードの利用)

あしぎんビジネススクイックローンカード(以下「カード」という。)は次の取引に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動入金機(以下「預金機」という。)を使用して当座勘定に入金する場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)の現金自動支払機(預金機を含む。以下「支払機」という。)を使用して当座勘定から出金する場合。
- (3) 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」という。)の自動振込機(振込を行うことができる預金機を含む。以下「振込機」という。)を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引を行う場合。

2. (預金機による出金)

- (1) 預金機を使用して当座勘定に入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による出金)

- (1) 支払機を使用して当座勘定から出金する場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による出金は、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の支払機により出金する場合に、出金額と後記5.の支払機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額)をこえるときは、出金することはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定の出金については、払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (各種手数料等)

- (1) 当行および提携先の支払機を使用して当座勘定から出金する場合には、当行および提携先所定の支払機に関する手数料(以下「支払機利用手数料」という。)をいただきます。
- (2) 当行およびカード振込提携先の振込機を使用して振込の依頼をする場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (3) 支払機利用手数料は、出金時に払戻請求書なしで当該当座勘定から自動的に引落します。なお、提携先の支払機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の当座勘定からの出金時に、払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込機利用手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機により取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定に入金することができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定から出金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による出金を受ける場合には、当行所定の払戻請求書に署名、金額および届出の暗号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)・(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合には、直ちに本人が当行に届出てください。この届出を受けた場合には、直ちにカード解約いたします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出前に、カードを紛失した旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
- (3) 氏名(署名)、暗号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを紛失した場合のカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カード再発行をする場合には、当行所定の再発行手数料をいただき

ます。

8. (暗号照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗号と届出の暗号との一致を確認して当座勘定の出金をしたうちは、カードまたは暗号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行・提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。ただし、このカードが偽造カードによるものであり、カードおよび暗号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書に使用された暗号と届出の暗号との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも、前記(2)と同様とします。

9. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の提携先またはカード振込提携先の責任についても同様とします。

10. (解約等)

- (1) あしぎんビジネススクイックローン取引を解約する場合には、カードを当行に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上